

竹富町観光協会定款

第1章 総則

- 第1条 本会は『竹富町観光協会』と称する。
- 第2条 本協会は竹富町に外客を誘致することによって、竹富町の観光事業の振興を図り、産業文化の向上と国際親善に寄与することを目的とする。
- 第3条 本協会事務所を美崎町1-5（竹富町商工会内）に置き必要に応じ連絡事務所を適当な地に置くことができる。
- 第4条 本協会の運営に必要な事項は本協会の規則で定める。

第2章 事業

- 第5条 本協会はその目的を達成するために次の事業を行う。
- ① 観光事業施設の計画と促進
 - ② 観光客の受け入れに関すること
 - ③ 会員の資質向上の為の研修会及び先進地視察
 - ④ 観光土産品の生産改良の指導並びに紹介宣伝
 - ⑤ 国、県、町への献策と国、県、町施設の委託運営
 - ⑥ 観光資源の調査研究と保存利用
 - ⑦ その他、本協会の目的達成及び観光事業の発展を促進するため必要な事業

第3章 会員

- 第6条 本協会の会員は特別会員、正会員、賛助会員とする。
- 特別会員
観光地区を単位とする有力な観光機関及び地方自治体並びに本協会の指定を受ける業者並びに団体をいう。
- 正会員
本協会の趣旨に賛同する業者及び団体をいう。
- 賛助会員
本協会の趣旨に賛同し、本会を賛助する竹富町外・沖縄県外の個人・業者及び団体をいう。
2. 本協会に入会し又は本協会を脱会しようとするときは、その旨、書面で届け出なければならない。
- 会員が本協会の名誉をき損し、もしくは趣旨に違反する行為があった時は、理事会の決議によって、これを除名することができる。

- 第7条 会員は総会において定めるところにより、会費を納めなければならない。
2. 既納の会費は、返還しないものとする。
 3. 会費を1年間滞納し、請求にも応じない場合は、脱会したものとみなす。
 4. 会費を滞納し脱会となった会員が再度入会を希望する場合は滞納分会費完納を条件に再入会を認める。

第4章 役員及び職員

- 第8条 本協会に次の役員を置くことができる。
会長1名 副会長4名（内1名は青年部長を含む）顧問1名 相談役1名
専務理事1名 理事若干名（会長、副会長、宿泊部会部長及び商工観光課長を含む） 監査2名（内1名は商工観光課担当職員）
- 第9条 会長は本協会の業務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐して本協会の業務をし掌理し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行し、会長及び副会長に事故あるときはその職務を代行する。
 4. 理事は理事会を構成する。
 5. 監査は本協会の業務及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第10条 会長は総会において選任する。
2. 副会長及び専務理事は理事のうちから会長が委嘱する。
 3. 理事及び監査は総会において選任する。
- 第11条 役員の任期は2年とする。但し、補欠の役員及び増員による役員の任期は残任期間とする。
2. 役員は再任されることができる。
 3. 役員はその任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 第12条 本協会に会長の委嘱により顧問を置くことができる。
- 第13条 本協会に事業運営のため専門委員を置くことができる。委員は会員及び観光事業について、学識経験者から会長が委嘱する。
- 第14条 本協会に事務局を置く。
2. 事務局に事務局長1人、主事、主事補若干名置くことができる。
 3. 必要があるときは嘱託を置くことができる。
 4. 職員は会長が任命し、会務に従事する。
 5. 事務局に関する規則は別にこれを定める。

第5章 会議

- 第15条 会議は総会及び理事会とする。
本町の特異性に伴い、理事会をもって総会にかかわることができる。

- 第16条 通常総会は毎年1回会長がこれを召集開催し、予算・決算その他重要な事項を審議決定する。
2. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員総数の5分の1以上の請求があったときこれを召集する。

- 第17条 総会は会員の2分の1以上が出席しなければこれを開催し決議することはできない。
2. 議事は出席表決権数の過半数によってこれを定め可否同数のときは議長の決定することによる。
3. 定款変更及び解散は前項の規定にかかわらず総会出席数の3分の2以上の同意がなければこれを行うことはできない。
4. 会員は他の会員に委任して表決権を行使することができる。また、あらかじめ書面表決することでも定めて、その旨通告したときは、書面表決することができる。
5. 会議を招集しようとするときは、開会7日前に会議の目的とする事項、日時及び場所を通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

- 第18条 理事会は隔月1回開催し、その他会長が必要と認めたとき、これを召集する。

- 第19条 理事会は次の事項を付議するものとする。

- ① 事業計画書及び決算書
- ② 事業報告書、収支決算書、貸借対照表、及び財産目録
- ③ 重要な規則の制定及び改廃
- ④ その他、会務の執行に関する重要な事項

- 第20条 会議の議長は会長がこれにあたる。

- 第21条 緊急の必要がある場合、または諸般の事情により会議の招集が困難と認められる場合は、会長は書面による賛否を求めて会議に代わることができる。

第6章 部会及び委員会

- 第22条 本協会に青年部、宿泊部会及び必要に応じて委員会を置くことができる。
2. 青年部に関する規定は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
3. 宿泊部会に関する規定は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
4. 委員会はその目的達成に必要な事業をするため、理事会の決議を経て、委員会を置く事が出来る。
5. 委員会について、必要な事項は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

- 第23条 竹富町内各島に本協会支部を設けることができる。

第7章 資産及び会計

- 第24条 本協会の資産は会員及び設立者の拠出金とする。

第25条 本協会の経費は次の各号に掲げるものを以って支弁するものとする。

- ① 前条の資産及び事業から生ずる果実
- ② 国及び地方自治体から交付された補助金
- ③ 本協会の趣旨に賛同するものから拠出された資金

第26条 本協会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第27条 本協会の解散及び解散した場合における残余財産帰属権者の指定は会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

付則 この定款は昭和56年4月20日から施行する。

この定款は平成5年8月26日から施行する。

この定款は平成6年5月24日から施行する。

この定款は平成9年5月23日から施行する。

この定款は平成10年5月7日から施行する。

この定款は平成11年5月10日から施行する。

この定款は平成12年5月18日から施行する。

この定款は平成15年5月19日から施行する。

この定款は平成18年5月31日から施行する。

この定款は平成24年5月9日から施行する。

この定款は平成25年5月23日から施行する。

この定款は平成28年5月20日から施行する。